

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 407

2020年 12 月号 DECEMBER



今月のお知らせ

- ・ 今年の「ふるさと納税」はお済みですか？
- ・ 持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限 1/15

- ✍ 年末調整の準備資料とポイント
- ✍ 事業承継時の経営者保証解除を支援
- ✍ お知らせ ・ 年末調整、償却資産申告、年末年始の業務予定
- ✍ はしやすめ ・ 年越しそばの話
- ✍ 税務まめ辞典 ・ 保険金等の受け取りを従業員とした場合



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

年末調整の準備資料とポイント

12月に入りいよいよ年末調整の時期となりました。先月号でお知らせしましたように、今年の年末調整は昨年から大幅に変更されています。下記の項目を参考に早目のご準備をお願いします。

1. 各人の1年間の賃金台帳の整理・集計

- ・事業所の月毎の賃金台帳と納付した所得税徴収高計算書（源泉税納付書）と一致しているか
- ・中途入社の方から前職の有無を確認し、源泉徴収票を提出してもらいましょう

2. 扶養控除等(異動)申告書（扶）

- ・全ての人（乙欄以外）が提出し、年初と年末の扶養親族に異動がないか確認されているか
- ・年少扶養・一般扶養・特定扶養の区別に間違いがないか（16歳未満は扶養控除できません）
- ・昨年までにマイナンバーを記入している人については省略して構いません
- ・中途入社や中途退職した方がいる場合は、その日付の分かる資料の提出をお願いします
- ・ひとり親控除が新設されていますので該当する方は記入をお願いします

3. 保険料控除申告書（保）

- ・各種証明書の添付が必要（生保・介護医療・個人年金・地震・国民年金・小規模企業共済等）
- ・社保適用がない従業員の国民健康保険料の記載を確認

4. 基礎控除申告書（基・配・所）

- ・自社以外に給与の支払いがなければ省略して構いません
- ・給与以外（年金等）の所得がある場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

5. 配偶者控除等申告書（基・配・所）

- ・扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に記載がある場合は必ず配偶者控除等申告書を提出してください
- ・配偶者の収入が無い場合も配偶者控除等申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に0円と記入して下さい
- ・本人の給与収入が11,950,000円以下でかつ配偶者の給与収入が2,016,000円未満の場合は配偶者控除又は配偶者特別控除ができます
- ・配偶者の合計所得金額の見積額の計算が難しい場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

6. 所得金額調整控除申告書（基・配・所）

- ・自社以外に給与の支払いがなければ省略して構いません
- ・給与以外の所得がある場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

4・5・6の所得の計算方法は「年末調整のしかた」P94～P95を参考にしてください

7. 住宅借入金等特別控除申告書（2年目以降の住宅ローン減税）

- ・令和2年分の住宅借入金等特別控除申告書と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です（平成22年中に居住開始した方は今年から対象外です）

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類添付が必要

海外に居住している扶養親族を控除対象とする場合（特に外国人を雇用している場合）は、扶養控除等申告書の「非居住者である親族」欄に○印をして、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出または提示しなければいけません。これらの書類が外国語で作成されている場合は訳文も必要です。また、複数の扶養親族がいる場合に扶養控除等の適用を受けるためには、各人別の「送金関係書類」が必要となります。例えば配偶者にまとめて送金等がされている場合には、配偶者のみの「送金関係書類」に該当し、配偶者以外の国外居住親族に係る「送金関係書類」には該当しないことになります。

事業承継時の経営者保証解除を支援



10月1日に中小企業成長促進法が施行され、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、これまで事業承継のネックとされていた金融機関からの借入金に対する経営者保証を解除する支援措置が拡充されました。

総務省の調査によると中小企業の経営者は約381万人、そのうち70歳以上の経営者が245万人いて、実にその半分の127万人が後継者未定となっています。また、後継者の候補はいても約7割が経営者保証を理由に事業承継を拒否しています。このまま廃業がすすめば2025年までに650万人の雇用が失われる可能性があると言われています。

「経営者保証」とは借り入れに対して代表者が保証を行い、返済が滞れば代わりに弁済することを意味します。事業を引き継ぐ際に、自分が借りてもいない借金の保証人になるのに抵抗があるのは当然のことです。そこで政府は経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設しました。

【事業承継特別保証制度の主な内容】

対象者	① 3年以内に事業承継を予定する法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で承継日から3年を経過していないもの
資格要件	次の①から④のすべての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② 返済緩和中でないこと（新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更したものを除く） ③ EBITDA 有利子負債倍率【(借入金－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)】10倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること
保証限度額	2億8千万円（うち無担保8千万円）
保証期間	10年以内
対象資金	・ 事業承継時までに必要な事業資金 ・ 事業承継前の経営者保証付き融資の借り換え資金
保証料率	0.45%～1.9% 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合は0.2%～1.15%

相談窓口：長崎県事業承継ネットワーク事務局 ☎095-801-0353

お知らせ

年末調整・償却資産申告書の手数料は昨年と同じです

年末調整の料金（法定調書作成料・市町村への給与支払報告書作成料含む）

- ・ 基本料(5人以下) 11,000円
- ・ 1人増につき 1,100円

償却資産申告書作成料

対象となる保有償却資産数

- ・ 10以下 5,500円
- ・ 10超50以下 11,000円
- ・ 50超100以下 22,000円
- ・ 100超 33,000円

償却資産税の申告を依頼される方は、申告書を当事務所へご持参又はご郵送下さい。

当事務所年末年始の業務予定について

次のような日程となっておりますのでよろしくお願いいたします。

年末業務は、12月28日（月）で終わります。

年始業務は、1月5日（火）より始めます。



はしやすめ

年越しそばの話



「そば」といえば大晦日（おおみそか）に食べる「年越しそば」が定着していますが、その歴史は鎌倉時代までさかのぼります。博多の承天寺で年を越せない貧しい町民に「そば餅」をふるまったところ、食べた人々の運気が翌年から良くなったといううわさが広まったのが始まりといわれています。

現在は「そば」といえば細長い麺状のことを指しますが、麺状のそばを食べるようになったのは江戸時代になってからです。当時は蕎麦がき（そば粉を水で溶いて焼いたもの）と区別するため「蕎麦切り」と呼ばれていました。

年越しそばを食べるようになったのは、細く長くのびることから、「寿命を延ばす」、「家族の縁が長く続く」ことを願って食べるようになったという説が有名です。余談ですが、引っ越しそばも細く長くお世話になりますという意味を込めて近隣に配られたのが始まりです。

その他にも、金細工で飛び散った金粉を集めるのに練ったそば粉を使用したことから金運アップを願ったという説。そばは他の麺類よりも切れやすいことから一年の苦労や厄災、借金を翌年に持ち込まないという断ち切り説。そばは風雨にさらされても日光を浴びると再び元気になることから健康祈願として食べられていたという説。そばの実の形から △ → 三角 → みかど → 帝 という縁起説などがあります。ですから年越しそばの呼び方も地域により「寿命そば」「縁切りそば」「みそかそば」「つごもりそば」「福そば」「運そば」など様々です。

そばはビタミンB1を多く含み、脚気や高血圧の予防に効果があります。江戸時代にそばが流行したのは江戸わずらい（脚気）からといわれています。

そばは漢字で「蕎麦」と書きます。そばの実は三角で、物の角がとがっていることを「稜」といい、もともとは「そばむぎ」と呼ばれていました。小麦や大麦と区別する意味だったとされていますが室町時代の頃からそばと略して読むようになったそうです。

そばはうどんに負けないくらい種類も豊富です。「かけそば」「ざるそば」「天ぷらそば」「とろろそば」「鴨南蛮そば」はもちろん、中には「コロッケそば」や「から揚げそば」などもあるとか。なんだか大晦日が待ち遠しくなりました。ところで年越しそばを残すと縁起が悪いといわれていますのでご注意ください！

税務まめ辞典

保険金等の受け取りを従業員とした場合

コロナ禍では、業種により感染リスクを負いながら業務に従事している方も多くいらつしやいます。なかでも医療従事者や小売業、接客業の方は切実です。

最近では感染リスクを恐れ従業員が退職したという話をよく耳にします。そうなると会社側は何らかの対策を講じなければいけません。

最近では従業員に医療保険を掛けて、その受け取りを従業員とするケースがあります。この場合に保険料を損金で計上するためには、加入対象者や保険金額などは原則として全員加入・同一条件となること。または、合理的な基準に基づいていることなどの条件があります。

合理的な基準とは、例えば勤続年数や職種に応じたものをいいますが、あまりにも対象範囲が狭く、従業員の大部分が加入できないようなものは損金として認められません。

保険金等の受け取りを従業員とするメリットは、ケガや病気が原因の場合、治療費や休職中の生活費に充てられ、従業員は非課税として受け取ることができる。

ただし、会社には保険金等が入ってこないため、人員不足による売上減少の補てんや代替要員確保のための資金を別に備えておく必要があります。